

仕様書

1 件 名

新たなアイコンを活用した海外PR業務におけるマグネットバッジおよびピンバッジの制作業務委託

2 目的

東京ブランドの浸透を図るため

3 品名、数量およびデザインについて

マグネットピンバッジ 350,000個

ピンバッジ 110,000個

デザイン指定あり。デザインの詳細については、契約締結後、東京観光財団（以下「財団」という）が電子データ(Adobe Illustrator 形式)を受託者へ提供する。

4 納入期限

9月末頃、10月末頃に分納（分納個数は追って連絡）

最終納品日は平成29年11月30日（木）まで

尚、変更が生じる場合は事前に都度財団と協議のうえ進めること。

5 納入場所

納入場所は、指定の都内3か所想定。

※商品の発送の際は、送り状に“東京ブランドPR ツール バッジ”と明記すること。

6 マグネットバッジ仕様

(1) 本体

寸法：天地22mm×左右22mm 範囲内

材質：ステンレス 0.5mm厚（ヘアーライン仕上げ）

印刷：ステンレス地金にオフセット(特色)

加工：エポキシ樹脂をポッティング加工（1mm厚盛り）

色数：4色（特色3色+白）

裏面：印刷なし・ネオジウムマグネット(接着1個・留め具用1個)

(2) ネオジウムマグネット

材質：ネオジウム磁石

寸法：直径10mm×厚さ2mm程度

磁束密度：0.16テスラ(1600ガウス)程度

接着：本体と留め具を接着する際は、エキボジ系接着剤を使用すること。

その他：本体にマグネット1個、キャッチ用にマグネット1個の計2個を装着すること。

なお、本体とマグネットは接着剤により接着し、接着強度については、校正時に発注者が確認する。

(3) カードについて

ア デザイン版下データ（使用ソフトウェア：イラストレータ）については契約日以降、発注者より貸与する（別紙「現物イメージ」を参照。）

イ 事前に試作品を作成し、発注者の確認を受けた上、必要数の製作に入ること。

ウ 「バッジ（マグネットタイプ）使用上の注意事項」を、本体と留め具の間に挟む台紙に印字

(フォントは白黒) すること。なお、「バッジ (マグネットタイプ) 使用上の注意事項」については、「警告」、「注意」及び「保管」の3項目に分類すること。印字内容については、発注者と協議の上決定する。

7 ピンバッジ仕様

(1) 本体

寸法：天地 22 mm×左右 22 mm 範囲内

材質：ステンレス 0.5mm 厚 (ヘアーライン仕上げ)

印刷：ステンレス地金にオフセット (特色)

加工：エポキシ樹脂をポッティング加工 (1mm 厚盛り)

色数：4 色 (特色 3 色 + 白)

裏面：印刷なし・バタフライクラッチ 1 個

(2) バタフライクラッチ

寸法：天地 6.5mm×左右 12mm 程度

材質：真鍮製ニッケルメッキ加工

その他：表からバタフライクラッチが見えない程度の位置とする。

(3) その他

国内および海外生産についても、全数検品を実施し、納品時に全数検品を実施したことを証明する書類を提出すること。発注者が行う検査において、仕様を満たさないと判断した場合、発注者は受注者の立ち会いを求めたうえで再度検査を行う。この再度の検査においても、仕様を満たさない場合、受注者はすべての納品物について、仕様を満たす物品に交換すること。なお、再度検査に要した経費、及び仕様を満たす物品に交換するために受注者が要した経費はすべて受注者の負担とする。

再度の検査において、受注者が検査に立ち会わなかった場合は、検査の結果について、受注者は異議を申し立てることはできない。

8 梱包

OPP にて個別包装にする。

個別包装したものを、ビニール袋に入れること。

適宜数量をダンボール箱に入れて納品すること。ダンボール箱は破損の無いようにし、テープ等により封かんすること。

※ダンボールサイズは、幅 38cm×奥行 27cm×高さ 29cm 程度とする。

9 色校正

色校正は本機校正にて 2 回実施すること。また色校正の提出先は都内 3 か所とする。

ただし、校正を行った時点で発注者の指示した箇所の修正が完了しなかった場合は、完了するまで受注者の責任校正とすること。

10 外装表示

ダンボール箱の側面の見やすい箇所に品名、内容数量、納入年月日を印刷すること。

11 見積もりについて

見積もりには下記項目を含むこと。

ア マグネットバッジおよびピンバッジの製作費 (単価含む)

イ 色校正提出時の発送代 3 か所分 (財団、東京都、およびデザイン会社)

色校正提出においては即日提出の場合もあるため、その手段も想定すること (バイク便その他)。

ウ 梱包代および都内3か所への発送代

12 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。ただし、事前文書により財団と協議し、その承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

13 著作権

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、財団に譲渡すること。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作権人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作権人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (4) 本件に使用する写真について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ財団に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。
- (5) 上記1、2、3、4の規定は、第10項により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) 成果物については、財団または財団の承認を得た者の名において行なう広報活動等に、その媒体・事業を問わず利用できるものとする。この場合、受託者は別途料金を請求しないものとする。
- (7) 本件による成果物は、財団が行う東京の観光PR事業等のため、別途、第三者との契約による編集や複製利用等ができるものとする。
- (8) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

14 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

15 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本契約の履行にあたり、財団の保有する個人情報の取扱いについては、別紙3「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

16 支払方法

受託者への支払は、成果品納入後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

17 その他

- (1) 受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打合せを行い、業務の目的を達成すること。

(2) 受託者は、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議し、その承認を得ること。

連絡先： 公益財団法人東京観光財団

観光事業部観光事業課 長瀬・山村

T E L : 03-5579-2683 F A X : 03-5579-2685